

毎週火、金曜日発行（但休日当日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告示 道路の区域変更
- 種畜証明書の返納
- 土地改良区の設立認可
- 健康保険法の規定による保険薬剤師の登録
- 家畜人工授精師の免許授与
- 牛の肝てつ検査等
- 種畜証明書の交付
- 肥料の生産登録
- ◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正
- ◇人委規則 学校医公務災害補償に関する規則の一部改正
- 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
- 職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条厚生援護課の分掌事務中第二十五号を第二十六号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、

第二号の次に次の一号を加える。

三 精神薄弱者福祉に関すること

第二十一条第一項中「鳥取県身体障害者更生相談所」

を「鳥取県身体障害者更生相談所」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（鳥取県精神薄弱者更生相談所）

第二十八条の二 鳥取県精神薄弱者更生相談所は、精神

薄弱者の福祉に関し、主として次の業務を行なう施設である。

一 精神薄弱者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること

二 十八才以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なうこと

2 鳥取県精神薄弱者更生相談所の位置は、鳥取市である。

第六十八条の二中「児童福祉法及び身体障害者福祉法」を「児童福祉法、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

第六十八条の五第二号中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉及び精神薄弱者福祉」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項、同法第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十九条の規定に基づき、建設省中国地方建設局長が次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	旧新別	敷地の幅員	延 長	備 考
一級国道	九号	鳥取県岩美郡岩美町大字洗井字越谷平一、九三〇ノ一四から 字丸山一、九四一の二まで	新 旧	九、二七、五 四、一、一九	五、二六 六、一四	改築
"	二十九号	八頭郡若桜町大字中原字塔ノ元五ノ一から 大字岩屋堂字スミ田一二二ノ七まで	新 旧	四、五、一二 九、五、二〇	一、七六〇 一、七五二	改築
"	"	大字須澄字下代一二四ノ一から 大字岸野字上土居二六ノ九まで	新 旧	五、五、九、五 九、五、二二	一、八一七 一、七二一	改築

鳥取県告示第五十一号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十六年一月二十七日

種畜証明書番号 名 号 種 類 鳥取県知事 石 破 二 朗
 昭三五鳥地第三号 弘 源 黒毛和種 飼養者住所氏名 摘 要
 鳥取県西伯郡岸本町 加川 潔 福鳥県売却

第四号	署名	境港市竹内	山本 憲	佐賀県売却
第五号	武 山	西伯郡岸本町	加川 潔	鹿児島県売却

鳥取県告示第五十二号

昭和三十五年十二月二十一日付けで西伯郡岸本町大原野口敏智ほか十四人の者から申請のあつた大原土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - （一）土地改良事業計画書の写
 - （二）定款の写
- 二 縦覧に供する期間
昭和三十六年一月二十八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所

西伯郡岸本町役場

鳥取県告示第五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第五第一項の規定により次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登 録 年月日
金山和一郎	境港市米川町四七	鳥薬二二八	昭和三六、一三三

鳥取県告示第五十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許番号	家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類	住 所	氏 名
五四二	牛	西伯郡中山町田中	山口 登
五四三	全家畜	東伯郡東伯町浦安	平田 篤胤

鳥取県告示第五十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
二月 二日	気高郡気高町瑞穂	瑞穂家畜検査場
三日	鹿野町勝谷	勝谷
四日	気高町浜村	浜村
十六日	宝木	宝木
十七日	逢坂	逢坂

十八日	鹿野町小鷲河	小鷲河
二十日	青谷町日置	日置
二十一日	日置谷	日置谷
二十二日	勝部	勝部
	中郷	中郷
	青谷	青谷

鳥取県告示第五十六号
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四
 条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、
 同法第八条第二項の規定により告示する。
 昭和三十六年一月二十七日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

種番証明書番号	名 号	種類	生年月日	産地	血 統		級別	飼養者氏名
					父	母		
昭三五鳥地第二号	天 竜	黒毛 三種	三四、七、一	鳥取県 西伯郡 黒山	黒五、八六七	しげた五、九八七	二級	米子市宗像 三浦時義
第三号	第六吉花	〃	六、七	岡山県 阿西郡 第二難波	〃五、三八七	はなひら、八一六	〃	西伯郡岸本町 加川 潔
第二四号	共 進	〃	五、一〇	鳥取県 西伯郡 第六栄光	〃四、三六一	やましげ、七九五	〃	〃 名和町 本
第五号	第三悠栄	〃	六、一	日野郡 悠栄	〃五、七九六	たつひめ一、五一	〃	日野郡薄口町 相見 秋常
第六号	花 輝	〃	八、二三	倉吉市 花政	〃四、九〇六	かどわき、八一七	〃	倉吉市古川沢 西谷 秀男
第二七号	豊 松	〃	五、二〇	気高郡 豊参	〃五、一五〇	たけもと、八二九	〃	気高郡気高町 山田松次郎
第二八号	道 雄	〃	八、一〇	八頭郡 石寿	〃五、二七八	みちお、四〇二	〃	八頭郡家町 中本 金松

〃	第二九号	中 村	〃	七、二三	八頭郡 日下部寿庵	〃二六、六四二	〃	〃	八東町 尾崎 幹夫
〃	第三〇号	憲 一	〃	六、一	八頭郡 西秀	〃五八、九二六	〃	〃	西川 直行
〃	第三一号	第二手皮谷口	〃	一、二五	八頭郡 石寿	〃三六七、九四四	〃	〃	福本 石蔵

鳥取県告示第五十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分量(%) 生産業者の住所氏名

鳥取県第三二六号 中北条ブドウ複合一号

窒素全量	七・六	東伯郡北条町江北七八三
りん酸全量	三・三	中北条農業協同組合
内可溶性りん酸	二・三	組合長理事 齊尾 嘉久
内水溶性りん酸	〇・〇	
加里全量	一・三	
内水溶性加里	〇・〇	

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

鳥取県教育委員会規則第一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を

改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（給料）

第二条 給料表は、別表第一のとおりとする。

2 職員の職務は、別表第二に定める標準的な職務の等級分類基準により分類するものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 教育委員会は、その所属の職員が、その毎月の給料の支給を受けるようこの規則を適用しなければならない。

第三条を次のように改める。

（昇給等の基準）

第三条 教育委員会は、予算の範囲内で職員の職務の等級ごとの定数を別に設定し、又は改訂することができる。

2 職員の職務の等級は、前項の職員の等級ごとの定数の範囲内で、かつ、行政職給料表六等級に属する者について人事委員会が定める基準の例に従い決定する。

3 新たに給料表の適用を受けることとなる職員の号給は、国家公務員の例により決定する。

4 職員の昇給については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例による。

別表を次のように改め、同表を別表第一とする。

別表第一 技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級
1	12,000	6,600
2	12,900	7,000
3	13,800	7,400
4	14,800	7,800
5	15,800	8,100
6	16,900	8,300
7	18,000	8,600
8	19,100	8,900
9	20,200	9,300
10	21,300	10,200
11	22,400	11,100
12	23,400	12,000
13	24,300	12,900
14	25,000	13,800
15	25,700	14,700
16	26,400	15,600
17	27,000	16,400
18	27,600	17,000
19		17,600
20		18,200
21		18,700
22		19,200

改正後の別表第一の次に次の別表を加える。

別表 第二

職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に含まれる職
一 等 級	相当の技能又は経験を必要とする運転手、用務員、小使
二 等 級	運転手、用務員、小使

切 替 表

旧号給	旧給料月額	旧給料表の昇給期間	切替切号	替給切替給料月額
1	5,700	12	1	6,600
2	6,100	12	2	7,000
3	6,500	12	3	7,400
4	6,900	12	4	7,800
5	7,200	12	5	8,100
6	7,400	12	6	8,300
7	7,700	12	7	8,600
8	8,000	12	8	8,900
9	8,400	12	9	9,300
10	9,200	12	10	10,200
11	10,000	12	11	11,100
12	10,800	12	12	12,000
13	11,600	12	13	12,900
14	12,400	12	14	13,800
15	13,300	12	15	14,700
16	14,300	12	16	15,700
17	15,300	12	17	16,700
18	16,300	12	18	17,700
19	17,300	12	19	18,700
20	18,300	15	20	19,600
21	19,300	18	21	20,500
22	20,300	24	22	21,300
23	21,300	36	23	22,000
			24	22,700

附 則 別 表

わたれた昭和三十五年十月一日からこの規則施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の規則

則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
- 2 (改正後の職務の等級)
職員の昭和三十五年十月一日(以下「切替日」という。)における職務の等級は、二等級とする。
(給料の切替表による切替え)
- 3 職員の切替日における号給は、給与条例の適用を受ける者の例により附則別表の切替表(以下「切替表」という。)の号給欄に求めて得られる号給とする。
(改正後の給料表への切替え)
- 4 前二項の規定により決定された切替表の号給は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一の給料表(以下「新給料表」という。)の当該職務の等級に切替表の号給と同じ額の号給があるときは当該号給に、同じ額の号給がないときはその直近上位の額の号給に切り替えるも
- 5 のとする。
前項及び改正後の規則別表第二の規定にかかわらず、切替表から新給料表に切り替える場合において、職員が、給与条例の適用を受けるもののうち切替日の前日において行政職給料表の六等級に属していた者について人事委員会の定める等級別資格基準の例により当該職員の切替日において属する職務の等級の一等級上位の等級に昇格する資格を有するときは、改正後の規則第三条第一項の規定により教育委員会が定める職員の職務の等級の定数の範囲内においてその者を一等級上位の等級における号給に切り替えることができる。
(切替えに伴う措置)
- 6 前五項に規定するもののほか、給料の切替えに伴う取り扱いに関しては、給与条例の適用を受ける者の例による。
(給与の内払)
- 7 この規則の施行前において改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいてすでに職員に支払

学校医公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

鳥取県教育委員会規則第二号

学校医公務災害補償に関する規則の一部を

改正する規則

学校医公務災害補償に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「学校医」の下に「、学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

第一条中「学校医公務災害補償に関する条例」を「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例」に改める。

第二条中「その学校の学校医」を「その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）」に改め、「公立学校の学校医」の下に「、学校歯科医及

び学校薬剤師」を加える。

第四条第一項、第二項第二号、第三号及び第五号、第八条の表の下欄、第九条並びに第十条中「学校医」を「学校医等」に改める。

第十一条中「学校医公務災害補償記録簿」を「学校医等公務災害補償記録簿」に改める。

第一号様式中「学校医公務災害報告書」を「学校医等公務災害報告書」に、「医師としての経験年数」を「医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数」に、「学校医」を「学校医等」に、「第二号様式の一、第二号様式之二、第三号様式、第四号様式及び第五号様式中「学校医公務災害補償」を「学校医等公務災害補償」に、「医師としての経験年数」を「医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数」に、「第六号様式中「学校医公務災害補償に関する条例」を「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例」に、「第七号様式中「災害補償記録簿」を「学校医等公務災害補償記録簿」に、「学校医」を「学校医等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月二十五日から適用する。

人事委員会規則

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年一月二十七日

発 電 所	(幡郷を除く。長)	幡郷所長
発 電 所	(幡郷を除く。長)	幡郷所長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年一月一日から適用する。

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第一号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 行政職等級区分表中

を

